平成23年度弁理士試験 短答式筆記試験問題集

- [1] 不正競争防止法による営業秘密の保護に関し、次のうち、最も適切なものは、どれか。
- 1 **甲**は、自己の保有する営業秘密を、**乙**に示した。**乙**は、**甲**に損害を加える目的で、当該営業秘密を使用している。**甲**は、当該事実を知った時から3年を経過したとしても、**乙**の使用開始時から10年間、**乙**の使用行為に対する差止請求権を失うことはない。
- 2 **甲**の役員である**乙**に、**甲**の事業活動に関連しない個人的なスキャンダルが発生した。当該スキャンダルに関する情報は、**甲**が極秘扱いとしている以上、営業秘密として保護される。
- 3 甲の営業秘密を不正取得した**乙**は、友人**丙**に当該営業秘密を無償で開示した。 **丙**は、開示を受けた時、不正取得行為が介在した事実を知らず、また知らない ことについて過失がなかった。**丙**が、当該不正取得の事実を知った後に、当該 営業秘密を用いて事業活動を行ったとしても、**丙**の行為は不正競争に該当しな い。
- 4 **乙**は、**甲**から製品を購入する際の約定に反して当該製品を分解研究し、製造 方法等を解析することにより、当該製品に化体された情報を取得した。**乙**は、 当該情報を使用して競合品の製造、販売を行っている。**乙**の行為は、不正競争 防止法に基づく差止請求権の対象とならない。
- 5 製薬会社の従業員である**甲**は、他の製薬会社で主力商品として期待されていた新薬の開発が失敗したことに関し、非公知の情報を不正取得した。**甲**は、当該情報を利用して当該製薬会社の上場株式をひそかに売却した。**甲**の売却は、営業秘密に関する不正競争に該当する。

- [2]特許法に規定する専用実施権又は通常実施権に関し、次の(イ)~(ホ)のうち、正しいものは、いくつあるか。
- (4) 特許権者は、その特許権がその特許出願の目前の商標登録出願に係る他人の 商標権と抵触する場合、その他人に対し、その特許発明の実施をするための商 標権についての通常使用権の許諾について協議を求め、この協議が整わなかっ たときは、特許庁長官の裁定を請求することができる。
- (n) 日本国内において、特許権の設定の登録の日から継続して5年以上、その特許発明の実施が適当にされていないとき、その特許発明の実施をしようとする者は、特許権者又は専用実施権者に対して通常実施権の許諾について協議を求め、この協議が整わなかったときは、特許庁長官の裁定を請求することができる。
- (ハ) **甲**は、自己の特許権**A**について**Z**に通常実施権を許諾し、その通常実施権の 登録がされた。**Z**は、**丙**のために、その通常実施権を目的とする質権を設定し たが、その質権の設定の登録はなされなかった。この場合、**丙**はその質権の設 定を第三者に対抗することができない。
- (二) 特許法第79条の規定による通常実施権(先使用による通常実施権)は、実施の事業とともに移転する場合に限り、移転することができる。
- (本) **甲**の先願特許発明を利用する**乙**の後願特許発明がある場合に、**乙**は、当該先願特許発明について、特許法第92条第3項の規定による裁定による通常実施権を取得した。この場合、**乙**の当該後願特許発明に係る特許権が**乙**の実施の事業と分離して移転しても、**乙**の通常実施権は消滅しない。
- 1 1つ
- 2 2 2
- 3 3 2
- 4 4 つ
- 5 5つ

- [3] 意匠登録出願に関し、次のうち、誤っているものは、どれか。ただし、意 匠登録出願は、組物の意匠に係るものではないものとする。
- 1 意匠登録出願において、願書の「意匠に係る物品」の記載又は願書に添付した図面によっては、需要者が、その意匠に係る物品の材質を理解することができないためその意匠を認識できないときは、その意匠に係る物品の材質を願書に記載しなければならない。
- 2 意匠登録出願の願書の「意匠に係る物品」の欄に、「ハンカチ」と「スカーフ」の2つの物品の区分が記載されており、かつ、願書に添付された図面に1つの形状が表されている場合、意匠に係る物品の区分を「スカーフ」とし、かつ、当該図面を添付した新たな意匠登録出願をすることができる。
- 3 意匠 イと意匠 口を包含する意匠登録出願 A について、イについて意匠登録出願の分割(意匠法第10条の2)をした後であっても、イと口を包含したままの A が審査、審判、再審に係属していれば、イを A から削除する補正をすることができる。
- 4 意匠登録出願において、意匠登録を受けようとする意匠が2以上の物品に係る意匠であるとき、その一部を削除して一の意匠とする補正をするか1又は2以上の新たな意匠登録出願としなければ、意匠登録を受けることができない。
- 5 「眼鏡ケース」の意匠**イ**に係る意匠登録出願の願書に添付された図面に、**イ** の理解を助けるための図として使用状態を示す参考図が含まれる場合において、その参考図に**イ**とは別の「眼鏡」の意匠**口**も記載されていたとしても、**口**について意匠登録出願の分割(意匠法第10条の2)をすることができない。

- [4] 著作者人格権に関し、次のうち、最も不適切なものは、どれか。
- 1 未公表の著作物の著作権を著作者が譲渡した場合は、公表に同意したものと みなされる。
- 2 法人も、著作者人格権を取得する場合がある。
- 3 投稿された俳句を俳句雑誌に掲載するにあたり、選者が必要と判断したとき に添削をすることは、著作者人格権を侵害しない。
- 4 カフェで、BGMとして楽曲を流す場合に、氏名を表示しないとしても、著作者人格権の侵害とはならない。
- 5 彫像の頭部を表情の異なるものと取り替えることは、著作者人格権の侵害と なる。

[5] 国内優先権に関し、次の(イ)~(ホ)のうち、正しいものは、いくつあるか。 ただし、特許出願A及び特許出願Bに関して、特許出願Aの出願後、特許出願 Bが出願されるまでの期間は1年以内であるとし、各設問において掲げられてい る条件を除き、特許出願Bについて、特許法第41条に定める要件は各設問におい てすべて満たされているとする。

また、特に文中に示した場合を除いて、「特許出願」は、外国語書面でも国際出願に係るものでも実用新案登録に基づく特許出願でも分割に係る新たな特許出願でも、変更に係るものでもなく、放棄、取下げ又は却下されておらず、査定又は審決が確定しておらず、いかなる補正もされておらず、いかなる優先権主張も伴わず、出願公開の請求がされておらず、仮専用実施権者及び登録した仮通常実施権者もなく、また、いったんした優先権の主張は取り下げないものとする。

- (イ) 甲が特許出願Bを出願する際に、特許出願Bに係る発明について、自ら出願した特許出願Aの願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面に記載された発明イに基づいて優先権を主張した場合、特許法の規定によれば、出願Bを出願した日から1年6月を経過したとき、出願Bについての出願公開が行われる。
- (p) 甲が特許出願Aの出願時の出願人でなくても、特許出願Bに先立って、当該 出願Aに係る特許を受ける権利を譲り受け、その旨を特許庁長官に届け出てい るときは、甲は、出願Bの出願の際に、出願Bに係る発明について、出願Aの 願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面に記載された発明**イ**に 基づいて優先権を主張することができる場合がある。
- (ハ) **甲**がした特許出願 A が実用新案登録出願からの変更出願であっても、**甲**は、 特許出願 B を出願する際に、出願 B に係る発明について、出願 A の願書に最初 に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面に記載された発明 イに基づいて優 先権を主張することができる場合がある。
- (二) **甲**がした特許出願 A が国際出願日にされた特許出願とみなされる外国語でされた国際特許出願であっても、甲は、出願 B を出願する際に、出願 B に係る発明について、国際出願日における出願 A の明細書、請求の範囲又は図面に記載された発明 イに基づいて優先権を主張することができる場合がある。
- (本) **甲**がした特許出願 A がパリ条約による優先権を主張してなされた出願であっても、**甲**は、特許出願 B を出願する際に、特許出願 B に係る発明について、出願 A の願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面に記載された発明 1 に基づいて優先権を主張することができる場合がある。

- 1 1つ
- 2 2 2
- 3 3 つ
- 4 4 つ
- 5 5 つ

- [6] 関連意匠に関し、次の(イ)~(ホ)のうち、誤っているものは、いくつあるか。 ただし、特に文中に示した場合を除き、意匠登録出願は、いかなる優先権の主 張も伴わず、分割又は変更に係るものでも、補正後の新出願でも、秘密意匠に係 るものでもなく、また、当該本意匠の意匠権について専用実施権の設定もないも のとする。
- (イ) 本意匠の意匠権が料金不納付のため消滅した場合、その本意匠に係る全ての 関連意匠の意匠権について、同一の者に対して同時であれば、それらの意匠権 の専用実施権を設定することができる。
- (p) 本意匠の意匠権について無効にすべき旨の審決が確定した場合、その関連意匠の意匠権も同時に消滅し、最初からなかったものとみなされる。
- (n) 本意匠の意匠登録出願の出願後、その本意匠の意匠公報の発行の日前に、同一の者が出願した本意匠に類似する意匠は、関連意匠として意匠登録を受けることができる。
- (二) 本意匠の意匠登録出願の出願後、その本意匠の意匠公報の発行の目前に、同一の者が同日に複数出願した関連意匠の意匠登録出願は、当該関連意匠に係る意匠が相互に類似している場合、意匠法第9条第2項の協議の対象となる。
- (ホ) 本意匠**イ**に類似する二つの関連意匠**口**及び**ハ**の意匠権を有している**甲**は、**イ** の意匠権を放棄した場合、関連意匠**口**及び**ハ**の意匠権を**乙**と**丙**とに分離してそれぞれ移転することができない。
- 1 1つ
- 2 2 2
- 3 3 つ
- 4 4 つ
- 5 5つ

- [7] 商標の使用等に関し、次のうち、正しいものは、どれか。 ただし、マドリッド協定の議定書に基づく特例は考慮しないものとする。
- 1 標章を付した商品を輸出する行為は、その商品は輸出先国での販売が予定されているので、わが国での商標の使用には当たらない。
- 2 コンピュータプログラムを記録したCD-ROMに標章を付して販売する行為は、 役務についての商標の使用となる。
- 3 電気通信回線を通じて提供される「ダウンロード可能な電子出版物」に使用 をする商標は、役務に係る商標登録出願ではなくて、商品に係る商標登録出願 として出願されるべきである。
- 4 商標は、業として商品を生産し、証明し、又は譲渡する者がその商品について使用をするものであるため、商品の生産準備中に、使用予定の商標を新聞・ 雑誌などに広告することは商標の使用には当たらない。
- 5 登録商標と同一の商標であっても、商標権者以外の者が使用したときは、そ の商標は登録商標ではない。

- [8] 特許法に規定する罰則又は特許料に関し、次のうち、誤っているものは、どれか。
- 1 特許権侵害の罪に対しては、懲役刑と罰金刑とが併科されることがある。
- 2 秘密保持命令違反の罪は、親告罪である。
- 3 法人の従業者がその法人の業務に関し、特許権侵害の罪に該当する行為を行った場合、その法人の代表者が当該行為について知らなかったときであっても、 当該従業者と当該代表者の両者が処罰される。
- 4 複数の請求項に係る特許権について、利害関係人が特許権者の意に反して特 許料を納付する場合、当該利害関係人は、そのうちの1の請求項についてのみ 利害関係を有するにすぎないときであっても、全ての請求項の数に応じて算定 された額を納付しなければならない。
- 5 特許権が国と国以外の者**甲**の共有に係るものであって、**甲**が特許法の規定又は他の法令の規定による特許料の減免を受ける者でない場合、国と**甲**との間で持分の定めがあるときは、特許料として**甲**が納付すべき金額は、**甲**の持分の割合に応じて算定される。

- [9] パリ条約のストックホルム改正条約(以下「パリ条約」という。)に関し、 次のうち、誤っているものは、どれか。
- 1 ある同盟国 X において商標 イに係る権利を有する者 甲の代理人 Z が、 甲の許諾を得ないで、他の同盟国 Y において イについて自己の名義による登録の出願をし、登録を受けた場合には、 甲は、 Z がその行為につきそれが正当であることを明らかにした場合を除き、 Y 国の法令が認めるときは、 その登録を自己に移転することを請求することができる。
- 2 同盟国の国民が各同盟国において出願した特許は、他の国において同一の発明について取得した特許から独立したものとする。
- 3 優先権の利益によって取得された特許については、各同盟国において、優先権の利益なしに特許出願がされ又は特許が与えられた場合に認められる存続期間と同一の存続期間が認められる。
- 4 パリ条約におけるいわゆる特許独立の原則の規定は、優先期間中に出願された特許が、無効又は消滅の理由について、独立のものであるという意味に解釈してはならない。
- 5 パリ条約におけるいわゆる特許独立の原則の規定は、新たに加入する国がある場合には、その加入の際に加入国又は他の国に存する特許についても、同様に適用される。

[10] 特許法第29条の2(いわゆる拡大された範囲の先願)及び第39条(先願)に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

ただし、特に文中に示した場合を除いて、「特許出願」は、外国語書面出願、 特許協力条約に基づく国際出願に係る特許出願、実用新案登録に基づく特許出願、 特許出願の分割に係る新たな特許出願、又は出願の変更に係る特許出願ではなく、 放棄、取下げ又は却下されておらず、査定又は審決が確定しておらず、いかなる 補正もされておらず、いかなる優先権の主張も伴わないものとする。

1 甲は、自らした発明イについて特許出願Aをし、乙は自らした発明イについて特許出願Bを特許出願Aと同日にした。出願A及び出願Bの出願公開前に、特許庁長官は、特許法第39条第7項及び第8項に基づき、相当の期間を指定して、協議をしてその結果を届け出るべき旨を甲及び乙に命じたが、当該指定された期間内に届出がされなかったため、出願A及び出願Bについて拒絶の査定が確定した。そこで、甲及び乙はさらに協議を行い、発明イについての特許を受ける権利を甲及び乙の共有とすることとし、改めて発明イについて特許出願Cをした。

この場合、出願Cは、出願A又は出願Bを先願として特許法第39条の規定に よって拒絶されることはない。

2 **甲**がした外国語書面出願**A**の願書に添付した外国語書面には**甲**が自らした発明**イ**が記載されていたが、その翻訳文には発明**イ**が記載されていなかった。**乙**は、自らした発明**イ**についての特許出願**B**を、出願**A**の出願の日後、出願**A**の出願公開前にした。

この場合、出願Aについて出願公開がされても、出願Bは、出願Aをいわゆる拡大された範囲の先願として特許法第29条の2の規定によって拒絶されることはない。

3 **甲**が自らした発明**イ**及び**ロ**について特許出願**A**をした日後、出願**A**の出願公 開前に、**Z**が自らした発明**イ**について特許出願**B**をした。

この場合、甲が、出願Bの前に、出願Aについて、発明口のみが明細書、特許請求の範囲及び図面に記載されるものとする補正をした場合、出願Aについて出願公開がされても、出願Bは、出願Aをいわゆる拡大された範囲の先願として特許法第29条の2の規定によって拒絶されることはない。

4 **甲**が自らした発明**イ**について特許出願**A**をした日後、出願**A**の出願公開前に、**乙**が自らした発明**イ**について特許出願**B**をした。

この場合、甲が、出願Aを取り下げたときは、当該取下げの時期にかかわらず、出願Bは、出願Aをいわゆる拡大された範囲の先願として特許法第29条の2の規定によって拒絶されることはない。

5 **甲**が自らした発明**イ**及び口について特許出願**A**をした日後、**乙**が自らした発明口について特許出願**B**をした。**甲**は、出願**B**の出願後、出願**A**について出願公開がされないうちに、出願**A**の一部を分割して発明口のみについて新たな特許出願**C**をするとともに、出願**A**を取り下げた。

この場合において、出願Aについて出願公開がされることなく、出願Cについて出願公開がされたとき、出願Bは、出願Cをいわゆる拡大された範囲の先願として特許法第29条の2の規定によって拒絶されることはない。

- [11] 団体商標及び地域団体商標に関し、次のうち、正しいものは、どれか。 ただし、マドリッド協定の議定書に基づく特例は考慮しないものとする。
- 1 地域団体商標に係る商標権は、いかなる場合であっても移転することができない。
- 2 団体商標に係る商標権は、その権利が移転された場合、そのことにより、通 常の商標権に変更されたものとみなされるときはない。
- 3 団体商標に係る商標権については、その商標権が商標法第4条第2項に規定 する商標登録出願に係る商標権である場合は、専用使用権を設定することがで きない。
- 4 地域団体商標に係る商標権者は、その商標権について構成員以外の他人に通 常使用権を許諾することはできない。
- 5 商品に使用をする地域団体商標に係る商標権に係る防護標章登録については、 その商標権に係る登録商標が構成員の業務に係る指定商品を表示するものとし て需要者の間に広く認識されている場合であっても、商標権者の業務に係る指 定商品を表示するものとして需要者の間に広く認識されていない場合は、商標 権者は、その登録商標と同一の標章についての防護標章登録を受けることがで きない。

- 〔12〕特許協力条約に基づく国際出願の優先権に関し、次のうち、正しいものは、 どれか。
- 1 国際出願の国際出願日が、当該優先期間の満了の日の後であるが、当該満了の日から2月の期間内である場合には、定められた手続に従うことを条件として、出願人の請求により、受理官庁が優先権を回復することがある。この場合において、当該請求に、当該優先期間内に国際出願が提出されなかったことの理由を記載すれば、当該受理官庁は、理由の陳述を裏付ける証拠を提出することを要求することができない。
- 2 受理官庁が優先期間内に国際出願が提出されなかったことが状況により必要とされる相当な注意を払ったにもかかわらず生じたと認定したことに基づき、 当該受理官庁が優先権を回復した場合には、当該回復は指定国において常に効力を生じる。
- 3 優先権書類が受理官庁により発行される場合には、出願人は、受理官庁が条件とする手数料を支払えば、優先権書類の提出に代えて、当該受理官庁に対し、優先権書類を、作成し及び国際事務局に送付するよう、優先日から16月以内に請求することができる。
- 4 優先権の主張は願書において行われ、当該願書に記載する事項には先の出願 の番号が含まれるが、当該先の出願の番号の表示が欠落しているという理由の みにより、受理官庁は優先権の主張を無効とみなすことができる。
- 5 出願人は、優先日から16月の期間又は、優先権の主張の補充若しくは優先権の主張の願書への追加により優先日について変更が生じる場合には、変更された優先日から16月の期間のうちいずれか早く満了する期間内に、優先権の主張の補充又は追加を書面によりすることができるが、当該書面の提出先は受理官庁に限られる。

- [13] 意匠権に関し、誤っているものは、どれか。なお、意匠登録出願は、いかなる優先権の主張も伴わず、分割又は変更に係るものでもなく、補正後の新出願でもないものとする。また、意匠権について、いかなる無効理由も有さず、通常実施権の設定の裁定を受けないものとする。
- 1 **甲**の有する登録意匠**イ**が当該意匠登録出願の日前の出願に係る**乙**の登録意匠 **ロ**に類似する意匠を利用するものである場合、**甲**は、**乙**の許諾なく、業として**イ** の実施をすることができない。
- 2 甲の有する登録意匠**イ**に類似する意匠**ハ**がその意匠登録出願の日前の出願に係る**乙**の登録意匠**ロ**を利用するものであるときは、**甲**は、**乙**の許諾なく、業として**イ**に類似する**ハ**の実施をすることができない。
- 3 **甲**が**乙**に対し、登録意匠**イ**に係る意匠権について、専用実施権を設定している場合、**甲**による登録意匠**イ**及びこれに類似する意匠の実施は制限されるが、**甲**は、当該専用実施権を侵害している**丙**に対し、当該意匠権に基づく差止請求権を行使できる。
- 4 意匠権者甲の登録意匠イと、当該意匠登録出願Aの出願後に出願され、イの設定登録後に設定登録された意匠権者Zの登録意匠口とが、それぞれの登録意匠に類似する意匠としてともにCを有する場合、甲の意匠権の存続期間の満了後、Zの意匠権の存続期間が満了するまでの間、甲は、Zの許諾なく、業として当該Cの実施をすることができない。
- 5 甲は、乙の意匠登録出願に係る意匠口を知らないで創作者である乙から知得して、乙の意匠登録出願の際外国においてのみ口の実施である事業をしていたとき、甲は、乙の口に係る意匠権の設定登録がなされた後、乙の許諾なく、業として口の実施をすることができない。

- 〔14〕商標法におけるマドリッド協定の議定書に基づく国際商標登録出願に係る 特例に関し、次のうち、誤っているものは、どれか。
- 1 国際登録に基づく登録商標が、その登録前の国内登録に基づく登録商標と同一であり、かつ、国際登録に基づく登録商標に係る指定商品が国内登録に基づく登録商標に係る指定商品と重複している場合であって、商標権者が同一であるときは、国際商標登録出願はその重複している範囲については、国内登録に基づく登録商標に係る商標登録出願の日にされていたものとみなされる。
- 2 国際商標登録出願について、政府等が開設する博覧会に商品を出品したことにより認められる出願時の特例(商標法第9条第1項)の適用を受けようとする者は、その旨を記載した書面及びその事実を証明する書面を国際商標登録出願の日から30日以内に特許庁長官に提出しなければならない。
- 3 国際商標登録出願について、パリ条約第4条の規定による優先権を主張しようとするときは、その出願人は、その旨並びに第一国出願をしたパリ条約の同盟国の国名及び出願の年月日を記載した書面を国際商標登録出願の日から30日以内に特許庁長官に提出しなければならない
- 4 国際登録の名義人の変更により国際登録において指定された商品又は役務の 全部又は一部が分割して移転されたときは、国際商標登録出願は、変更後の名 義人についてのそれぞれの商標登録出願になったものとみなされる。
- 5 国際商標登録出願については、通知された拒絶の理由において指定された期間内に限り、特許庁長官に対して、その出願人は、願書に記載した指定商品又は指定役務について補正をすることができる。

- [15] 特許法に規定する審判の審理に関し、次のうち、正しいものは、どれか。
- 1 審判長は、口頭審理による審判をするときは、その期日及び場所を定め、当 事者及び参加人に対し、期日の呼出しを行わなければならないが、当事者及び 参加人の全員が期日に出頭しないときは、審判手続を進行することができない。
- 2 二以上の審判において、一方の当事者が同一であっても他方の当事者が異なる場合には、審理の併合をすることはできない。
- 3 事件が複雑であるとき、その他やむを得ない理由があるときを除き、審理の終結の通知を当事者及び参加人に発した日から20日以内に審決をしなければならないが、審理の終結の通知をした後でも、必要があれば、審判長は職権で審理の再開をすることができる。
- 4 ロ頭審理による審判については、審判書記官は、期日ごとに審理の要旨その 他必要な事項を記載した調書を作成しなければならないが、調書の記載につい て当事者が異議を述べたときは、審判長の許可を得て調書の記載を変更しなけ ればならない。
- 5 審判官の除斥又は忌避の申立ては、書面審理においては書面で、口頭審理に おいては口頭で、それぞれ行わなければならない。

- [16] マドリッド協定の議定書に関し、次の(4)~(=)のうち、正しいものは、いくつあるか。
- (4) 本国官庁が国際出願を受理した日から2月の期間内に国際事務局が国際出願を受理したときは、当該本国官庁が受理した日を国際登録の日とし、当該2月の期間の満了後に国際事務局が国際出願を受理したときは、国際事務局が受理した日を国際登録の日とする。
- (p) 国際事務局は、国際登録の名義人及びその代理人がある場合には当該代理人に対し、国際登録の存続期間が満了する6月前に非公式の通報を行うことにより、当該存続期間が満了する正確な日付について注意を喚起する。
- (n) 所定の割増手数料を支払うことにより、6月の猶予期間が国際登録の存続期間の更新について認められる。
- (二) 領域指定が標章の国際登録の後において行われた場合、当該領域指定は、国際登録簿に記録された日から効力を生じ、その日から10年の期間の経過によりその効力を失う。
- 1 1つ
- 2 2 2
- 3 3 つ
- 4 4 つ
- 5 なし

- [17] 実用新案登録に基づく特許出願に関し、次のうち、正しいものは、どれか。
- 1 実用新案権者が、2以上の請求項に係る自己の実用新案登録のうち、一部の 請求項に係る実用新案登録に基づく特許出願をする場合には、その一部の請求 項に係る実用新案権のみを放棄することができる。
- 2 実用新案権者**甲**から実用新案権を譲り受けた**乙**は、その実用新案登録について**甲**が実用新案技術評価の請求をしていたことを**乙**が知らなかった場合には、その実用新案登録に基づく特許出願をすることができる。
- 3 実用新案権者は、自己の実用新案権について専用実施権者があるときは、その専用実施権者から当該実用新案権の放棄についての承諾のみを得れば、その 実用新案登録に基づく特許出願をすることができる。
- 4 自己の実用新案登録に基づく特許出願の特許出願人は、その特許出願について拒絶をすべき旨の最初の査定の謄本の送達があった日から3月を経過する前であって、その特許出願の日から9年6月を経過する前であっても、その特許出願を実用新案登録出願に変更することができない。
- 5 実用新案権者は、その実用新案登録に係る実用新案登録出願の日から3年を 経過した後に、その実用新案権者でない者から実用新案技術評価の請求があっ た旨の最初の通知を受けた場合には、その通知を受け取った日から30日以内に 限り、その実用新案登録に基づく特許出願をすることができる。

- 〔18〕知的所有権の貿易関連の側面に関する協定に関し、次のうち、正しいものは、どれか。
- 1 特許についてのいわゆる強制実施権に関し、使用者となろうとする者は、いかなる場合も、合理的な商業上の条件の下で特許権者から許諾を得る努力を行う義務はない。
- 2 半導体技術に係る特許については、特許についてのいわゆる強制実施権は、 公的な非商業的目的のため又は司法上若しくは行政上の手続の結果、反競争的 と決定された行為を是正する目的のために限られる。
- 3 商標の最初の登録及び登録の更新の存続期間は、少なくとも5年とする。
- 4 加盟国は、特許についてのいわゆる強制実施権について、その許諾をもたら した状況が存在しなくなり、かつ、その状況が再発しそうにない場合には、即 時かつ無条件でこれを取り消さなければならない。
- 5 特許についてのいわゆる強制実施権は、常に、当該強制実施権を許諾する加盟国の国内市場への供給という目的と全く関係なく許諾することができる。

- [19] 実用新案法に規定する訂正等に関し、次のうち、正しいものは、どれか。
- 1 実用新案登録無効審判が特許庁に係属している場合において、実用新案権者は、いつでも、請求項の削除を目的とするものについて、願書に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面の訂正をすることができる。
- 2 実用新案登録無効審判において、最初に指定された答弁書を提出することができる期間内に、実用新案権者が実用新案登録請求の範囲を減縮する訂正をした場合に、当該訂正により新たな無効理由を追加する必要が生じたときは、請求人は、審判長の許可を得て、当該無効審判の請求の理由を補正することができる。
- 3 実用新案登録無効審判において、最初に指定された答弁書を提出することができる期間内に行った訂正の効果は、当該審判の請求が取り下げられたときには、認められない。
- 4 一の実用新案登録について、請求項の削除を目的とする訂正がされた後、さらに実用新案登録請求の範囲の減縮を目的とする訂正がされたときは、先にされた請求項の削除を目的とする訂正は、初めからなかったものとみなされる。
- 5 実用新案権者は、請求項の削除を目的とする訂正をするには、訂正書を提出 しなければならないが、その訂正書には、訂正した実用新案登録請求の範囲を 添付しなければならない。

- [20] 著作権法上の実演家の権利に関し、次のうち、最も適切なものは、どれか。
- 1 オペラの上演において、オペラ歌手は実演家としての保護を受けるが、オペラを演出する監督は実演家としての保護を受けない。
- 2 オペラの上演において、オペラ歌手の歌う場面を無断で写真撮影する行為は、 そのオペラ歌手の著作隣接権侵害になる。
- 3 ギタリストがスタジオで録音を行った演奏が未公表である場合には、そのギ タリストは当該演奏について公表権を有する。
- 4 映画の編集において、その映画に出演している俳優の出演部分の一部を削った場合であっても、その削除が当該俳優の名誉声望を害するものといえないときは、当該俳優の同一性保持権の侵害にはならない。
- 5 映画音楽の演奏家が、映画の著作物にその演奏が使用されることを許諾していたときは、当該映画のサウンド・トラック盤CDにその演奏が無断で収録されたとしても、録音権の侵害にはならない。

- [21] パリ条約のストックホルム改正条約(以下「パリ条約」という。)に関し、次のうち、最も適切なものは、どれか。
- 1 商標**イ**が、パリ条約の利益を受ける者の商標としてかつ商標**ロ**が使用される 商品と同一若しくは類似の商品について使用されているものとして同盟国**X**に おいて広く認識されているとその権限のある当局が認める場合において、**ロ**の 要部が**イ**の複製であっても、**X**国は、利害関係人の請求により**ロ**の登録を無効 とする、という義務を負っているわけではない。
- 2 登録意匠について実施を義務づけている同盟国においては、相当の猶予期間 が経過し、かつ当事者がその不作為につきそれが正当であることを明らかにし ない場合にのみ、利害関係人の請求により、当該意匠の登録の効力を失わせる ことができる。
- 3 登録商標について使用を義務づけている同盟国においては、当事者がその不 作為につきそれが正当であることを明らかにしない場合には、いつでも、当該 商標の登録の効力を失わせることができる。
- 4 保護が要求される国の国内法令により商標の共有者と認められる2以上の工業上又は商業上の営業所が同一又は類似の商品について同一の商標を同時に使用しても、その使用の結果公衆を誤らせることとならず、かつ、その使用が公共の利益に反しなければ、いずれかの同盟国において、その商標の登録が拒絶され、又はその商標に対して与えられる保護が縮減されることはない。
- 5 パリ条約第6条の5に規定されるいわゆる外国登録商標に関し、本国で正規 に登録された商標であっても、保護を求める同盟国において、商標に関する国 内法令の規定(公の秩序に関するものを除く。)に適合しないことを唯一の理 由として、公の秩序に反するものと認め、その登録を拒絶し又は無効にするこ とができる。

- [22] 意匠法に規定する先願(意匠法第9条)に関し、次のうち、正しいものは、 どれか。ただし、意匠登録出願は、いかなる優先権の主張も伴わず、分割又は変 更に係るものでも、補正後の新出願でもないものとする。
- 1 意匠登録出願Aに係る意匠**イ**について、意匠の創作をした者でない者であって意匠登録を受ける権利を有さない者が行った出願であることを理由として、意匠登録を無効にすべき旨の審決が確定した場合、Aの出願の日後、Aの意匠公報の発行の日前に、他人によりなされた意匠登録出願Bに係る意匠**ロ**が**イ**に類似するとき、Bが、Aを先願とする理由で拒絶されることはない。
- 2 意匠**イ**に係る**甲**の意匠登録出願**A**と、これと同日に出願され、**イ**に類似する 意匠**口**に係る**乙**の意匠登録出願**B**について、**甲**と**乙**との協議が不成立で、**A**及 び**B**について拒絶をすべき旨の査定が確定した場合、それらの出願の日後に**丙** が出願した**イ**に類似する意匠**ハ**は、意匠登録を受けることができる。
- 3 意匠登録出願Aに係る意匠**イ**について拒絶をすべき旨の査定が確定したとき、 Aの出願の日後に他人が出願した**イ**に類似する意匠**ロ**は、意匠登録を受けることができる場合はない。
- 4 意匠登録出願Aに係る意匠イについて設定の登録後に当該意匠権を放棄した場合、Aの出願の日後、Aの意匠公報の発行の日前に、他人によりなされた意匠登録出願Bに係る意匠口がイに類似するとき、Bは、Aを先願とする理由で拒絶されることはない。
- 5 意匠登録出願 A 及び B について、協議不成立により拒絶をすべき旨の審決が 確定した場合、その確定審決は、意匠公報に掲載される。

[23] 実用新案技術評価に関し、次の(4)~(*)のうち、正しいものの組合せは、どれか。

ただし、設問に記載の実用新案登録出願については、特許法第46条若しくは意 匠法第13条に規定する出願の変更又は特許法第46条の2に規定する実用新案登録 に基づく特許出願はなされないものとする。

- (イ) 法人でない社団又は財団であって、代表者又は管理人の定めがあるものは、 その名において、特許庁長官に対し、実用新案技術評価の請求をすることがで きる。
- (p) 2以上の請求項に係る実用新案登録出願又は実用新案登録のすべての請求項 について実用新案技術評価を請求した場合、請求人は、請求項ごとに実用新案 技術評価の請求を取り下げることができる。
- (n) 2以上の請求項に係る実用新案登録について、その一部の請求項に係る実用 新案登録が実用新案登録無効審判により無効にされた後は、実用新案登録無効 審判が請求されていない請求項についても、実用新案技術評価を請求すること ができない。
- (二) 実用新案権者は、2以上の請求項に係る実用新案登録請求の範囲のうち一部 の請求項について最初の実用新案技術評価を自ら請求した場合、当該実用新案 技術評価書の謄本の送達があった日から2月を経過したときは、当該実用新案 権者の責めに帰することができない理由がある場合を除き、実用新案技術評価 を請求していない請求項について、誤記の訂正を目的とする訂正をすることが できない。
- (本) 実用新案登録出願人又は実用新案権者が、2以上の請求項に係る実用新案登録請求の範囲のうち一部の請求項について実用新案技術評価を請求したときであっても、実用新案技術評価を請求していない請求項については、実用新案登録に基づく特許出願をすることができる。
- 1 (イ) と(ハ)
- 2 (1) と(=)
- 4 (ロ) と(ホ)
- 5 (ハ) と(ホ)

- 〔24〕不正競争防止法上の不正競争に対する救済に関し、次のうち、最も不適切なものは、どれか。
- 1 故意又は過失により不正競争を行って他人の営業上の信用を害した者に対して、裁判所は、損害賠償に代え、新聞紙上への謝罪広告の掲載を命じることができる。
- 2 不正競争によって営業上の利益を侵害された者は、故意又は過失により侵害 した者が当該侵害行為により販売した数量を証明できたとしても、当該販売数 量に基づく損害賠償を得られない場合がある。
- 3 **乙**は、競争関係にある**甲**を訪問した際、**甲**の営業上の秘密である顧客名簿を 無断でコピーして持ち出し、自らのコンピュータにデータとして格納した。こ の場合、**甲**は、当該コンピュータの廃棄を請求することができる。
- 4 商品形態の模倣による不正競争によって営業上の利益を侵害された者が、侵害者に対し、使用料相当額を超える損害賠償の請求を行っている。当該侵害者に故意又は重大な過失がなかった場合、裁判所は、損害賠償額を軽減してもよいが、使用料相当額を下回る減額をしてはならない。
- 5 大規模な広告活動を通じて虚偽の品質表示による不正競争が行われている場合、消費者個人に差止請求権が認められていないだけでなく、消費者団体の差止請求権も認められていない。

〔25〕商標の審判に関し、次の(イ)~(ホ)のうち、誤っているものは、いくつあるか。

ただし、マドリッド協定の議定書に基づく特例は考慮しないものとする。

- (4) 商標登録の無効の審判において商標登録を無効にすべき旨の審決が確定した場合、原則として商標権は初めから存在しなかったものとみなされるが、商標登録出願時に遡って商標権が消滅したものとみなされることはない。
- (n) 商標法第51条第1項の審判(商標権者の不正使用による商標登録の取消しの審判)においては、商標権者が故意に指定商品についての登録商標に類似する商標の使用であって商品の品質の誤認を生ずるものをしたときは、商標登録を取り消すべき旨の審決がなされる。
- (ハ) 商標法第53条第1項の審判(使用権者の不正使用による商標登録の取消しの審判)においては、通常使用権者が許諾範囲に係る指定商品についての登録商標の使用であって、商品の品質の誤認を生ずるものをしたときは、商標登録を取り消すべき旨の審決がなされることがある。
- (二) 商標法第53条の2第1項の審判(代理人等の不正登録による商標登録の取消 しの審判)は、利害関係人のみならず何人も請求することができる。
- (本) 商標法第50条第1項の審判(不使用による商標登録の取消しの審判)において商標登録を取り消すべき旨の審決が確定したときは、商標権は、その審判の請求の登録の日に消滅したものとみなされる。
- 1 10
- 2 2 2
- 3 3 つ
- 4 4 つ
- 5 5つ

- [26] 拒絶査定不服審判又は特許法第162条に規定する審査(以下「前置審査」という。)に関し、次の(イ)~(ホ)のうち、誤っているものは、いくつあるか。
- (4) 前置審査において、審査官は、拒絶査定不服審判の請求前にされた補正が、 特許法第17条の2第3項に規定する要件(いわゆる新規事項の追加の禁止)を 満たしていないと判断したときは、決定をもってその補正を却下した上で、審 査の結果を特許庁長官に報告しなければならない。
- (p) 拒絶査定不服審判の請求と同時にその請求に係る特許出願の願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面について補正があったときは、特許庁長官は、当該審判事件について審判書記官を指定した上で、審査官にその請求を審査させなければならない。
- (n) 前置審査において、審査官が、審判請求書が不適法なものであると認めたと きは、その審査官は、請求人に対し、審判請求書の補正を命じなければならな い。
- (二) **乙**が拒絶をすべき旨の査定の謄本の送達を受けた後、**甲**は**乙**から特許を受ける権利を譲り受け、審判請求をすることができる期間内に、特許庁長官にその譲受けによる承継を届け出た。**甲**は、承継の届出の日から3月以内であれば、いかなる場合でも、拒絶査定不服審判を請求することができる。
- (ホ) 前置審査において、審査官は、拒絶査定不服審判の請求と同時にされた補正が、特許法第17条の2第3項に規定する要件(いわゆる新規事項の追加の禁止)を満たしていないと判断しても、その補正を却下できる場合はない。
- 1 1つ
- 2 2 2
- 3 3 つ
- 4 4 つ
- 5 5つ

- [27] 特許法に規定する出願公開又は出願審査に関し、次のうち、正しいものは、 どれか。
- 1 特許出願をしてから2年後に、その特許出願の一部を分割して新たな特許出願をした場合、当該新たな特許出願をした日から2年を経過した後であっても、 当該新たな特許出願について、出願審査の請求をすることができる場合がある。
- 2 特許出願人でない者から出願審査の請求があったとき、特許庁長官からその 旨の通知を受けた特許出願人は、その出願審査の請求をした者の同意を得れば、 その出願審査の請求を取り下げることができる。
- 3 特許出願の願書に添付した明細書に記載された事項を特許公報に掲載することが公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると特許庁長官が認めるときは、当該特許出願についての出願公開は行われない。
- 4 特許庁長官は、出願審査の請求がされており、特許出願人でない者が業として特許出願に係る発明を実施していると認める場合において必要があるときは、出願公開がなされていなくても、特許法第48条の6の規定により、審査官にその特許出願を他の特許出願に優先して審査させることができる場合がある。
- 5 特許出願人は、特許出願に係る発明の内容を記載した書面を提示して警告を しなかった場合であっても、出願公開後、特許権の設定登録前に業としてその 発明を実施した者に対し、その発明が特許発明である場合にその実施に対し受 けるべき金銭の額に相当する額の補償金の支払を請求することができる場合が ある。

- 〔28〕特許協力条約に基づく国際出願又は特許法に規定する国際特許出願に関し、 次のうち、誤っているものは、どれか。
- 1 国際予備審査に当たっては、国際予備審査機関は、国際調査報告に列記され た全ての文献を考慮に入れる。
- 2 出願人が特許協力条約第34条の規定に基づいて明細書を補正する際に提出した差替え用紙に添付した書簡であって、差し替えられる用紙と差替え用紙との相違について注意を喚起したものは、国際予備審査報告に附属書類として添付される。
- 3 国際予備審査機関は、国際出願について、請求の範囲が明瞭でないため、請求の範囲に記載されている発明の新規性、進歩性又は産業上の利用可能性について有意義な見解を示すことができないと認める場合は、国際予備審査報告には、その発明が新規性、進歩性及び産業上の利用可能性の基準に適合していると認められるかどうかについてのいかなる記述もしてはならない。
- 4 出願人は、特許協力条約第19条の規定に基づく補正が行われた場合には、国際予備審査の請求書における補正に関する記述に、その補正を考慮することを希望するか、又はその補正は特許協力条約第34条の規定に基づく補正により取り消されたものとみなすことを希望するか、のいずれかを表示する。
- 5 特許出願 A に係る発明 イが、 A の出願の日前の外国語特許出願 B であって、 A の出願後に国際公開がされ、その後、国内公表がされたものの国際出願日に おける国際出願の明細書に記載された発明 ロと同一であり、 A の出願の時にその出願人と B の出願人とが同一の者でないとき、 A に係る イについては特許を 受けることができない。ただし、 イの発明者と口の発明者とは同一ではなく、 A は、変更に係るものでも分割に係るものでもなく、いかなる優先権の主張も 伴わないものとする。

[29] 財布 A は、甲社と Z 社の共同開発商品であり、甲がその企画を提案し、 Z がこれに基づいて具体的なデザインや素材等を決定することにより完成された。 A は、約1年前に日本国内において販売が開始された。

不正競争防止法第2条第1項第3号の不正競争に関し、次のうち、最も不適切なものは、どれか。

- 1 **A**と同じ素材を使用して、**A**と色や質感を同じくするキーケースを製造し、 販売する行為は、不正競争とはならない。
- 2 **A**とそっくりの財布を製造し、販売するためには、**甲・乙**双方からの許諾を 得なければならない。
- 3 Aが、イタリアにおいて、3年以上前から販売されていた場合であっても、 Aとそっくりの財布を製造し、販売する行為は、不正競争となる。
- 4 Aとそっくりの財布を製造する行為は、不正競争となる。
- 5 **A**をそっくり模倣した財布**B**を製造、販売している**丙**社から、**B**を譲り受け、 販売する行為は、**B**の譲り受けの際に、**B**が**A**を模倣した商品であることを知 らず、かつ、取引者として通常払うべき注意義務を尽くしても、模倣商品であ ることを知り得なかった場合には、不正競争とならない。

- [30] 特許法に規定する審決等に対する訴えの手続に関し、次のうち、正しいものは、どれか。
- 1 審決に対する訴えを提起することができる者は、その責めに帰することができない理由で審決の謄本の送達があった日から30日以内に訴えが提起できなかったときは、追完をすることができる。
- 2 裁判所は、特許無効審判の審決に対する訴えの提起があったときは、遅滞なく、特許庁長官に訴状の写しを送付しなければならない。
- 3 特許無効審判の請求に理由がないとする審決に対する訴えにおいて、裁判所は、原告の主張に理由があると認めるときは、当該審決を取り消し、特許を無効にすべき旨の判決をすることができる。
- 4 特許を受ける権利の共有者が、その共有に係る権利を目的とする特許出願の 拒絶をすべき旨の査定に対する審判を請求し、当該請求が成り立たない旨の審 決がされたときは、その共有者の1人は、単独で当該審決に対する訴えを提起 することができる。
- 5 東京高等裁判所において審決の取消しの判決が言い渡されたときは、審判官 は、直ちに審理を再開しなければならない。

[31] 商標権等の設定及び更新登録に関し、次の(イ)~(ホ)のうち、正しいものは、いくつあるか。

ただし、マドリッド協定の議定書に基づく特例は考慮しないものとする。

- (4) 商標権の存続期間の更新登録申請においては、利害関係人は商標権者の意に 反しても、登録料を納付することができる。
- (p) 防護標章登録に基づく権利の設定の登録を受ける者及び防護標章登録に基づ く権利の存続期間を更新した旨の登録を受ける者は、登録料を分割して納付す ることができる。
- (n) 防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願は、当該出願をする 者がその責めに帰することができない理由があっても、存続期間の満了後は出 願をすることができる場合はない。
- (二) 防護標章登録については、納付すべき者の意に反して利害関係人が、防護標章登録をすべき旨の査定の謄本の送達があった日から30日以内に納付すべき登録料を納付した場合であっても、防護標章登録に基づく権利の設定の登録がされる。
- (*) 防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願をした者は、登録料の納付と同時に当該登録に係る区分の数を減ずる補正をすることができる。
- 1 1つ
- 2 2 2
- 3 3 つ
- 4 4 つ
- 5 5つ

- [32] 意匠法第3条の2 (意匠登録の要件) に関し、次のうち、正しいものは、 どれか。ただし、意匠登録出願は、いかなる優先権の主張も伴わず、分割又は変 更に係るものでも、補正後の新出願でも、冒認したものでもないものとする。
- 1 **甲**と**乙**が共同して、意匠**イ**について意匠登録を受けた場合、その意匠登録に 係る意匠公報の発行の日の前日に、**甲**が、意匠**イ**の一部と類似する意匠**ロ**につ いて意匠登録出願を行えば、意匠登録を受けることができる。
- 2 **甲**が、秘密にすることを請求していた意匠**イ**について意匠登録を受けた場合、 当該秘密の期間の経過後に発行される意匠公報の発行の日の前日に、**甲**が、意 匠**イ**の一部と類似する意匠**ロ**について意匠登録出願を行えば、意匠登録を受け ることができる。
- 3 **甲**が、「乗用自動車」のドア一部分の部分意匠**イ**について意匠登録を受けた場合、その部分意匠**イ**に係る意匠公報の発行の日の前日に、**乙**が、部分意匠**イ**の一部と類似する「乗用自動車用ドアーの取手」の意匠**口**について意匠登録出願を行えば、意匠登録を受けることができる。
- 4 **甲**が、組物の意匠**イ**について意匠登録を受けた場合、その組物の意匠**イ**に係る意匠公報の発行の日の前日に、**乙**が、この組物を構成する一つの物品に係る意匠と類似する意匠**口**について意匠登録出願を行えば、意匠登録を受けることができる。
- 5 **甲**が、「食器棚」に係る意匠**イ**について意匠登録出願をし、意匠登録を受けた場合、その意匠**イ**に係る意匠公報の発行の日の前日に、**乙**が、前記出願の願書に添付された図面に加えられた食器棚の意匠**イ**の理解を助けるための「使用状態を示す参考図」においてのみ開示された「食器」の意匠**口**について意匠登録出願を行えば、意匠登録を受けることができる。

- [33] 特許権侵害に対する損害賠償に関し、次のうち、正しいものは、どれか。
- 1 特許権を侵害した者が、特許権者に対し、その侵害の行為によって受けた利益の額を超えて、損害を賠償すべき場合はない。
- 2 特許権を侵害した者は、その侵害の行為によって受けた利益の額が特許権者 の受けた損害の額を上回る場合であっても、特許権者に対し上記利益の額の全 額を支払わなければならない。
- 3 特許権者が、その特許権を侵害した者に対し、特許法第102条第3項の規定に基づき、その特許発明の実施に対し受けるべき金銭の額に相当する額の金銭を、自己が受けた損害の額として損害賠償請求をする場合、現に特許権者が第三者からその特許発明につき契約で定めた実施料率に基づいて実施料を得ているときには、上記「その特許発明の実施に対し受けるべき金銭の額に相当する額」は、当該実施料率に基づいて算定されなければならない。
- 4 特許権者が、その特許権を侵害した者に対し、特許法第102条第1項の規定に基づき、その者がその侵害の行為を組成した物を譲渡した数量に特許権者の製品の単位数量当たりの利益の額を乗じて得た額を、自己が受けた損害の額として損害賠償請求をする場合、裁判所は、上記乗じて得た額が特許権者の実施の能力に応じた額を超えた場合であっても、上記乗じて得た額を損害の額と認定することができる。
- 5 特許権者が、その特許権を侵害した者に対し、特許法第102条第1項の規定に基づき、その者がその侵害の行為を組成した物を譲渡した数量に特許権者の製品の単位数量当たりの利益の額を乗じて得た額を、自己が受けた損害の額として損害賠償請求をする場合、上記数量の一部に相当する数量を特許権者が販売することができないとする事情があるときは、当該事情に相当する数量に応じた額が上記乗じて得た額から控除される。

- [34] 商標権の効力等に関し、次のうち、誤っているものは、いくつあるか。 ただし、マドリッド協定の議定書に基づく特例は考慮しないものとする。
- (4) 商標登録出願人が、当該出願に係る商標を指定商品に使用した者に対して、 出願公開前に当該出願に係る内容を記載した書面を提示して警告をしても、商 標権の設定の登録後にその者に対して、設定登録前の金銭的請求権に基づく金 銭の支払いを請求することはできない。
- (p) 商標権の効力は、自己の名称の著名な略称を普通に用いられる方法で表示する商標に及ぶことはない。
- (ハ) 商標法第3条第1項第1号に該当するにもかかわらず誤って登録された商標に係る商標権の効力は、当該指定商品の普通名称を普通に用いられる方法で表示する商標には、商標権の設定の登録の日から5年を経過した時から及ぶことになる。
- (二) 地域団体商標に係る商標権を有する団体の構成員は、その地位に基づき、当 該商標権を侵害する者に対し、その侵害行為の差止めを請求することができる。
- (本) 商標法第3条第1項第6号に規定する「需要者が何人かの業務に係る商品 又は役務であることを認識することができない商標」に該当するものが登録さ れた場合、当該商標権に基づく侵害訴訟において、商標法第39条において準用 する特許法第104条の3の規定により、本件商標権に基づく権利行使は許され ないとされる場合がある。
- 1 1つ
- 2 2 2
- 3 3 つ
- 4 4 つ
- 5 5つ

- [35] 特許法に規定する特許出願、請求その他特許に関する手続について、次の うち、誤っているものは、どれか。
- 1 特許権者**甲**から特許権に関する手続について委任を受けた代理人**乙**がいる場合、**甲**が死亡した後に**乙**がした手続の効力は、**甲**が有する特許権を相続により 承継した者**丙**に及ぶ。
- 2 特許庁長官又は審判長は、手続をする者がその手続をするのに適当でないと 認めるときは、その手続を却下した上で、代理人により手続をすべきことを命 ずることができる。
- 3 成年後見人は、成年被後見人に成年後見監督人があるときであっても、相手 方が請求した審判についての手続は、成年後見監督人の同意を得ることなく行 うことができる。
- 4 日本国内に住所又は居所(法人にあっては営業所)を有しない者は、その者の特許に関する代理人であって日本国内に住所又は居所を有するものの代理権の範囲を制限することができる。
- 5 日本国内に住所又は居所(法人にあっては営業所)を有する者であって特許 出願をするものの委任による代理人が二人以上あるときに、そのうちのいずれ か一人の代理人は、特許出願の取下げを行う授権を得て、単独で特許出願の取 下げをすることができる。

- [36] 商標法に規定する審決取消訴訟に関し、次のうち、正しいものはどれか ただし、マドリッド協定の議定書に基づく特例は考慮しないものとする。
- 1 拒絶をすべき旨の審決に対する訴えが東京高等裁判所に係属している場合、 商標登録出願人は、二以上の商品又は役務を指定商品又は指定役務とする商標 登録出願であっても、その分割をすることはできない。
- 2 拒絶査定に対する審判において、指定商品についてした補正がその要旨を変 更するものとして却下の決定がされた場合、請求人は、この決定に不服がある ときは、東京高等裁判所に対して、その取消しを求めて提訴することができる。
- 3 登録異議の申立てに係る商標登録を取り消すべき旨の決定に対して商標権者 が行うその取消しを求める訴えにおいては、登録異議申立人を被告としなけれ ばならない。
- 4 審決取消訴訟においては、審判で審理、判断されなかった商標登録の無効理 由について、審理の対象とすることができる。
- 5 商標法第50条第1項の審判(不使用による商標登録の取消しの審判)の商標 登録を取り消すべき旨の審決に対する審決取消訴訟においては、原告(被請求 人)は、取消しの請求に係る指定商品についての登録商標の使用を新たに証明 することはできない。

- [37] 意匠の審判に関し、次の(イ)~(ホ)のうち、誤っているものは、いくつあるか。ただし、意匠登録出願は、いかなる優先権の主張も伴わず、分割又は変更に係るものでも、補正後の新出願でもないものとする。
- (4) **甲**と**乙**が共同して意匠登録出願をした場合、拒絶査定に対する審判の請求を するときも、当該審判における拒絶理由の通知に対して意見書を提出するとき も、**甲**と**乙**は共同してしなければならない。
- (p) 意匠登録無効審判は、原則として何人でも請求することができるが、共同出願違反を理由とした意匠登録無効審判の請求のみは、利害関係人でなければすることができない。
- (ハ) 意匠登録無効審判は、意匠法第7条で規定する経済産業省令で定める物品の 区分により意匠ごとにされていない意匠登録出願に対して意匠登録されたこと を理由として請求することができる。
- (二) 関連意匠として意匠登録を受けた意匠**イ**の意匠登録についての意匠登録無効 審判は、**イ**が当該本意匠に類似しないものであることを理由として請求することができる。
- (*) 意匠権者は、登録意匠の願書に添付された図面に表された意匠が不明瞭である場合、その図面を訂正することについて、訂正審判を請求することができる。
- 1 1つ
- 2 2 2
- 3 3 ~
- 4 4 つ
- 5 5つ

- [38] 不正競争防止法上の商品等表示に関し、次のうち、最も適切なものは、どれか。
- 1 芸名は、営業に利用されるものであるから、商品等表示に該当するが、戸籍 上の氏名は、個人の人格的な利益が付着したものであるから、商品等表示に該 当しない。
- 2 学校法人の名称は、その事業が、営利を目的としないものであるとしても、 商品等表示に該当する。
- 3 衣服に付された模様は、装飾目的で付されているものであるから、商品等表示に該当しない。
- 4 商品の容器の形態は、使用により出所識別力を獲得した場合に、第2条第1 項第1号の商品等表示として保護されるが、同条同項第2号の商品等表示として保護されない。
- 5 店主の似顔絵が、その店の包装紙に印刷されており、需要者がその似顔絵を みれば、その店を想起する場合であっても、その似顔絵が商品自体に描かれて いないときには、商品等表示に該当しない。

- [39] 特許法に規定する審判又は再審に関し、次のうち、正しいものは、どれか。
- 1 審判長は、不適法な審判の請求であって、その補正をすることができないも のについては、被請求人に答弁書を提出する機会を与えることなく、決定をも ってこれを却下することができる。
- 2 特許無効審判の請求があったときは、審判長は、請求書の副本を被請求人に 送達し、相当の期間を指定して答弁書を提出する機会を与えなければならない が、答弁書が提出されなかった場合でも、審判官は、当該審判事件についての 審決をすることができる。
- 3 審決が確定した日から3年を経過した後であっても、当該審決が前にされた 確定審決と抵触することを理由とする場合は、請求人がその理由を知った日か ら30日以内に限り、再審を請求することができる。
- 4 審判の請求が不適法なものであるときは、いかなる場合でも、審判長は、当該請求書が特許法第131条第1項に規定された審判請求の方式に違反しているとして、請求人に対し、相当の期間を指定して、当該請求書について補正をすべきことを命じなければならない。
- 5 審判において、請求人を補助するための参加の申請があったときは、審判長が、参加申請書の副本を被請求人のみに送達し、相当の期間を指定して意見を述べる機会を与えれば、審判官は、審判により参加の許否を決定することができる。

- [40] 組物の意匠に関し、次のうち、正しいものは、どれか。
- 1 ナイフ、フォーク及びスプーンの各物品の柄に統一したモチーフを採用した場合、その柄の部分を部分意匠として図面に表すことにより、組物の意匠として意匠登録を受けることができる。
- 2 組物の意匠の意匠登録出願をしようとする場合、パリ条約の同盟国において 組物の意匠の各構成物品に係る意匠がそれぞれ同日に出願されていれば、それ らの出願から6月以内に、それらの出願を基礎としてパリ条約による優先権の 主張を行うことができる。
- 3 一組のテーブルセットについて組物の意匠登録出願をする場合、一のテーブルと他のテーブルの形状又は模様が互いに類似していなければ意匠登録を受けることができない。
- 4 組物の意匠の意匠登録出願が、出願前に頒布された刊行物に記載された意匠 に類似することを理由とした拒絶理由通知を受けた場合、その組物の意匠の構 成物品の意匠について一又は二以上の新たな意匠登録出願をすることができる。
- 5 ナイフ、フォーク及びスプーンからなる組物の意匠について意匠登録出願 A をする場合、ナイフの意匠は A の出願の 2 月前、フォークの意匠は A の出願の 3 月前にそれぞれ当該出願人により公開されて公知になっているとき、 A に係る当該組物の意匠は、意匠法第 4 条第 2 項 (新規性喪失の例外)の規定の適用を受けることができる。

- [41] 著作権に関し、次のうち、最も不適切なものは、どれか。
- 1 インターネット・オークションで、自己の所有する版画を販売するために、 その版画の著作権者の許諾を得ることなく、デジタルカメラでその版画を撮影 し、オークション・サイトに掲載する行為は、著作権侵害とならない。
- 2 絵画を所有する美術館が、その絵画の展示される展覧会の広報のため、その 絵画の著作権者の許諾を得ることなく、その絵画を複製したポスターを作成す ることは、複製権侵害とならない。
- 3 映画の著作物の著作権の存続期間満了後であっても、その映画に利用されている映画音楽の著作権の存続期間が満了していない場合には、当該映画音楽の著作権の権利処理をせずにその映画をDVD化することは、当該映画音楽の著作権侵害になる。
- 4 楽曲の著作権者の許諾を得ることなく、歌手が野球場でのコンサートでマイクを通して歌った場合、演奏権侵害は成立するが、公衆送信権侵害となることはない。
- 5 プログラムの著作物の違法複製物を、違法複製物であることを知らずに無償 で譲り受けて企業内で使用する行為は、著作権侵害とならない。

- [42] 特許協力条約に基づく国際出願に関し、次のうち、正しいものは、どれか。
- 1 国際出願について2人以上の出願人がある場合、国際予備審査の請求書には、 全ての出願人が署名をしなければならない。
- 2 国際公開の技術的な準備が完了する前に請求の範囲について特許協力条約第 19条の規定に基づく補正がされた場合、出願時における請求の範囲の全文は、 国際出願の国際公開には含めない。
- 3 国際調査報告が英語以外の国際公開の言語で作成された場合、国際調査報告 の国際公開は、当該言語のみで行われ、英語では行われない。
- 4 国際予備審査機関は、国際出願が規則に定める発明の単一性の要件を満たしていないと認める場合には、出願人に対し、出願人の選択によりその要件を満たすように請求の範囲を減縮し又は追加手数料を支払うことを求めることができる。
- 5 選択官庁に対する、自己が選択官庁とされた旨の通知は、国際予備審査機関 が行う。

- [43] 特許法に規定する審決等に対する訴えに関し、次のうち、正しいものは、 どれか。
- 1 特許権の専用実施権者は、当該特許を無効にすべき旨の審決がされたときは、 当該審決に対する訴えを常に提起することができる。
- 2 拒絶査定不服審判において、明細書又は特許請求の範囲についてした補正が、 補正の要件(特許法第17条の2第3項から第6項に規定された要件)を満たし ていないとして決定により却下された場合、当該決定について不服のある審判 請求人は、東京高等裁判所に、補正の却下の決定に対する訴えを提起すること ができる。
- 3 公共の利益のための通常実施権の設定の裁定を取り消すためには、裁定の謄本の送達があった日から6月以内に裁定に対する訴えを提起しなければならない。
- 4 特許無効審判に参加を申請した者は、参加の申請の許否にかかわらず、単独 で当該特許無効審判の審決に対する訴えを提起することができる。
- 5 審判の請求書の却下の決定に対する訴えは、東京地方裁判所の専属管轄である。

- [44] 意匠権の効力に関し、次の(イ)~(ニ)のうち、正しいものは、いくつあるか。
- (4) 無効にした意匠登録に係る意匠権が再審により回復したとき、当該審決が確定した後再審の請求の登録前に善意に外国において製造し、当該再審の請求の登録後に日本国内に輸入した当該登録意匠に係る物品には、意匠権の効力は及ばない。
- (p) 無効にした意匠登録に係る意匠権が再審により回復したとき、当該審決が確定した後再審の請求の登録前に善意に日本国内において取得し、当該再審の請求の登録後に日本国内において譲渡した当該登録意匠に係る物品には、意匠権の効力は及ばない。
- (n) 無効にした意匠登録に係る意匠権が再審により回復したとき、当該審決が確定した後再審の請求の登録前に善意に日本国内において当該意匠登録に係る物品を製造していた場合、当該再審の請求の登録後にその事業の目的の範囲内で当該意匠登録に係る物品の製造を再開する行為は、意匠権の侵害とはならない。
- (二) 無効にした意匠登録に係る意匠権が再審により回復したとき、当該審決が確定した後再審の請求の登録前に善意に日本国内において製造された当該登録意匠に係る物品を、当該再審の請求の登録後に日本国内において譲渡のために所持する行為には、意匠権の効力は及ばない。
- 1 1つ
- 2 2 2
- 3 3 ~
- 4 4 つ
- 5 なし

- [45] 特許協力条約に基づく国際出願に関し、次のうち、誤っているものは、どれか。
- 1 日本国内に住所又は居所(法人にあっては、営業所)のいずれも有しない外国人は、日本国内に住所を有する外国人と共同して日本国特許庁長官に国際出願をすることができる。
- 2 日本国に住所を有する者が優先権の主張を伴う国際出願を国際事務局にした 場合、当該優先権に係る優先期間の末日の日付は国際事務局の所在地の日付に より判断され、日本国の日付によらない。
- 3 受理官庁が、国際出願について明細書の一部が欠落していると認め、必要な補充をするよう出願人に求めたところ、当該出願人が欠落部分を提出する適法な手続を行い、その後、当該受理官庁が国際出願日を訂正した場合、当該出願人は、当該受理官庁の国際出願日を訂正した旨の通知の日から1月以内に当該受理官庁に提出する書面において、当該欠落部分を無視することを請求することができる。
- 4 受理官庁は、国際出願に、(i)規則の定めるところによる署名がないこと、(ii)出願人に関する所定の記載がないこと、(iii)発明の名称の記載がないこと、(iv)要約が含まれていないこと、及び(v)所定の様式上の要件が規則に定める程度にまで満たされていないこと、のいずれかの欠陥が含まれていないかどうかを点検する。
- 5 受理官庁は、国際出願の点検において特許協力条約第14条に定める国際出願の欠陥を発見した場合、出願人に対し所定の期間内に国際出願の補充をすることを求めるが、当該補充がなされなかった場合には、当該出願人に対し、当該出願が国際出願として取り扱われないことを理由を示して速やかに通知する。

- 〔46〕特許発明の技術的範囲に関し、次の(イ)~(ホ)のうち、正しいものは、いく つあるか。
- (4) 特許発明の技術的範囲は、特許請求の範囲の記載の技術的意義が一義的に明確に理解することができないとか、あるいは、一見してその記載が誤記であることが明細書の発明の詳細な説明の記載に照らして明らかであるといった特段の事情がなければ、明細書の発明の詳細な説明の記載を参酌して定めることができない。
- (p) 特許発明の技術的範囲を定めるにあたって、発明の詳細な説明には記載されているが特許請求の範囲には記載されていない事項を特許請求の範囲に記載されているものと解釈することは許されない。
- (n) 特許発明の技術的範囲についての判定があったときは、同一の事実及び同一の証拠に基づいて新たな判定を請求することはできない。
- (二) 特許発明の技術的範囲は、特許請求の範囲の記載に基づいて定められることを前提とした上で、特許請求の範囲に記載された用語について明細書の記載又は図面にその意味するところや定義が記載されているときは、それらを考慮して定められる。
- (ホ) 特許庁長官は、裁判所から特許発明の技術的範囲について鑑定の嘱託があったときは、3名の審判官を指定して、その鑑定をさせなければならない。
- 1 1つ
- 2 2 2
- 3 3 ~
- 4 4 つ
- 5 5 つ

- [47] 意匠法第3条(意匠登録の要件)に関し、次の(イ)~(ニ)のうち、正しいものは、いくつあるか。ただし、意匠登録出願は、いかなる優先権の主張も伴わず、分割又は変更に係るものでも、補正後の新出願でもないものとする。
- (4) 日本時間の午前中に外国においてテレビで紹介された新製品に係る意匠について、その日の午後に我が国に意匠登録出願をすれば、新規性喪失の例外適用を受けなくとも、この意匠登録出願に係る意匠は、意匠法第3条第1項第1号に規定する公然知られた意匠に該当するとして拒絶されることはない。
- (p) 登録意匠公報の発行日前の登録意匠については、意匠権の設定の登録がされたことのみをもって、意匠法第3条第1項第1号の適用の基礎となる公然知られた意匠として取り扱われることはない。
- (n) インターネットを通じて利用可能となった意匠であっても、これにアクセス 可能な者が特定の企業の構成員に制限され、かつ、社外秘の情報の扱いとなっ ている場合、当該意匠は、意匠法第3条第1項第2号に規定する電気通信回線 を通じて公衆に利用可能となった意匠とは認められない。
- (二) 意匠登録を受けようとする意匠が物品の部分に係るものである場合、意匠法 第3条第2項に規定される創作非容易性は、需要者を主体として判断される。
- 1 1つ
- 2 2 2
- 3 3 ~
- 4 4 つ
- 5 なし

- 〔48〕知的所有権の貿易関連の側面に関する協定に関し、次のうち、正しいものは、どれか。
- 1 司法当局は、当事者に対し、その申立てにより措置がとられ、かつ、当該当 事者が行使手続を濫用した場合には、その濫用により不法に要求又は制約を受 けた当事者が被った損害に対する適当な賠償を支払うよう命ずる権限を有する。
- 2 司法当局が、侵害者に対し、費用(適当な弁護人の費用を含むことができる。)を権利者に支払うよう命ずる権限を有するか否かは、加盟国の裁量に委ねられている。
- 3 各加盟国は、知的所有権の保護に関し、自国民に与える待遇よりも有利な待 遇を他の加盟国の国民に与えてはならない。
- 4 この協定のいかなる規定も、知的所有権の消尽に関する問題を取り扱うため には適用されない。
- 5 商標登録を維持するために使用が要件とされる場合には、商標登録は、少なくとも3年間継続して使用されなかったときは、常に、取り消される。

- [49] 商標法におけるマドリッド協定の議定書に基づく特例のうち、国際登録が議定書第6条(4)に規定する、いわゆる「セントラルアタック」により取り消された後の商標登録出願に係る各要件に関し、次のうち、誤っているものは、どれか。
- 1 当該商標登録出願が国際登録の日にされたものとみなされるためには、国際 登録が取り消された日から3月以内に商標登録出願をしなければならない。
- 2 当該商標登録出願が国際登録の日にされたものとみなされるためには、商標 登録を受けようとする商標が、国際登録の対象であった商標と同一でなければ ならない。
- 3 当該商標登録出願が国際登録の日にされたものとみなされるためには、その 指定商品又は指定役務が、国際登録において指定されていた商品又は役務の範 囲に含まれていなければならない。
- 4 取り消された国際登録に係る国際商標登録出願について、パリ条約第4条の 規定による優先権が認められていたとき、当該商標登録出願についても優先権 が認められるためには、当該商標登録出願と同時に優先権主張の手続を行わな ければならない。
- 5 当該商標登録出願が、国際登録において指定されていた商品又は役務の範囲に含まれている二以上の商品又は役務を指定商品又は指定役務とする場合、その商標登録出願の一部を一又は二以上の新たな商標登録出願とすることができる。

- [50] 著作権の帰属に関し、次のうち、最も適切なものは、どれか。
- 1 辞書の編集過程において紙面の割り付け方針を示した者は、著作者となる。
- 2 映画の企画案ないし構想を提供した者は、著作者となる。
- 3 観光ビザにより我が国に滞在した外国人は、雇用契約により会社において労務として図画を作成した場合でも、著作者となる。
- 4 映画製作のために撮影された映像の著作権は、その映画が未完成であっても 映画製作者に帰属する。
- 5 脚本家が小説に基づいて創作した脚本について、小説の著作者は共同著作者 とはならない。

[51] 特許出願の願書に添付した明細書、特許請求の範囲、図面又は要約書の補正に関し、次の(イ)~(ホ)のうち、正しいものは、いくつあるか。

ただし、特に文中に示した場合を除いて、「特許出願」は、外国語書面出願、 特許協力条約に基づく国際出願に係る特許出願、実用新案登録に基づく特許出願、 特許出願の分割に係る新たな特許出願、又は出願の変更に係る特許出願ではない ものとする。

- (イ) 審判長が拒絶査定不服審判の請求人に対し期間を指定して審判請求書の補正をすべきことを命じた場合、請求人は、その指定期間内にこの命令に応じて手続補正書を提出し、当該手続補正書により、当該審判請求書及び特許請求の範囲について補正をすることができる。
- (p) 特許出願人は、出願審査の請求と同時に特許請求の範囲について補正をする場合、その補正は、補正前の特許請求の範囲に記載される事項により特定される発明とその補正後の特許請求の範囲に記載される事項により特定される発明とが、特許法第37条の発明の単一性の要件を満たす一群の発明に該当するものとなるようにしなければならない。
- (n) 特許出願人は、出願公開の請求があった後であっても、特許出願の日から1 年3月以内であれば、願書に添付した要約書について補正をすることができ る。
- (二) 特許無効審判の被請求人が、特許法第134条第1項に基づいて指定された期間内に、答弁書を提出するとともに、明細書、特許請求の範囲又は図面の訂正を請求した場合、特許法第134条の2第3項に規定される通知(いわゆる訂正拒絶理由通知)において指定される期間内でなければ、当該訂正の請求書に添付した訂正した明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をすることができない。
- (ホ) 特許出願人でない者**甲**が出願審査の請求を行った旨の通知を受けた特許出願人**乙**が特許請求の範囲について補正をし、請求項の数が増加した場合、請求人**甲**には、その増加した請求項について納付すべき出願審査の請求の手数料を納付する特許法上の義務はない。
- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3 つ
- 4 4 2
- 5 5つ

- [52] 特許法又は実用新案法に規定する訂正に関し、次のうち、正しいものは、 どれか。
- 1 訂正審判は、特許無効審判が特許庁に係属した時からその審決が確定するまでの間は、原則として請求することができないが、例外として、その審決に対する訴えの提起があった日から起算して90日の期間内であれば、いつでも請求することができる。
- 2 訂正審判による特許請求の範囲の訂正が、明らかに特許請求の範囲を実質上 拡張するものであったときは、審判長は、審理促進のために、請求人に意見書 を提出する機会を与えなくてもよい場合がある。
- 3 特許無効審判事件において、明細書の誤記の訂正を目的とする訂正の請求が された後、さらに特許請求の範囲の減縮を目的とする訂正の請求がされた場合 は、訂正の目的が異なるから、先の訂正の請求は取り下げられたものとはみな されない。
- 4 実用新案登録請求の範囲の減縮を目的とする訂正があったときは、その訂正 が実質上実用新案登録請求の範囲を拡張するものであっても、その訂正後にお ける明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面により実用新案登録出願及び実 用新案権の設定の登録がされたものとみなされる。
- 5 特許無効審判の請求に理由がないとする審決を取り消す旨の判決が確定した場合において、その特許無効審判の被請求人に、願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面について訂正を請求する機会が与えられることなく、当該特許無効審判の審理が開始されることはない。

- [53] 意匠登録出願についての手続の補正又は補正却下に関し、次のうち、正しいものは、どれか。
- 1 意匠登録出願人は、拒絶査定不服審判の請求は成り立たない旨の審決がされ、 その審決に対して審決取消訴訟を提起した後は、その意匠登録出願について補 正をすることができる場合はない。
- 2 補正の却下の決定の謄本の送達があった日から2月後に補正却下決定不服審判を請求した後は、当該審判を取り下げなければ、補正後の意匠について新たな意匠登録出願をすることができない。
- 3 補正却下決定不服審判の審決取消訴訟が裁判所に係属している場合であって も、当該意匠登録出願の願書又は願書に添付された図面について補正をするこ とができる。
- 4 意匠法第4条第2項(新規性喪失の例外)の規定の適用を受けた意匠登録出願について、補正の却下の決定の謄本の送達があった場合、その補正後の意匠について新たな意匠登録出願をするときは、意匠法第4条第2項の規定の適用を受けることができる。
- 5 願書に添付された図面についてした補正が、審判官により決定をもって却下された場合、その却下の決定の謄本の送達を受けた者は、その決定に不服があるとき、その決定の謄本の送達があった日から3月以内に補正却下決定不服審判を請求することができる。

- [54] 商標法上の罰則に関し、次のうち、正しいものは、どれか。 ただし、マドリッド協定の議定書に基づく特例は考慮しないものとする。
- 1 商標権侵害の罪に関しては、商標法第25条に規定する専用権を侵害する行為 と商標法第37条に規定する侵害とみなされる行為とでは、懲役刑及び罰金額の 上限に違いはない。
- 2 詐欺の行為により商標登録を受けた者は3年以下の懲役又は300万円以下の 罰金に処され、有罪の判決が確定した場合は、その商標登録は無効となる。
- 3 登録異議の申立ての審理において宣誓をした証人が虚偽の陳述をした場合で あって、登録異議の申立てについての決定が確定する前に自白したときは、刑 は減軽され、又は免除されることがある。
- 4 商標法第81条の2第1項に規定する秘密保持命令違反の罪は、日本国外においてこの罪を犯した者には適用されない。
- 5 法人の従業者がその法人の業務に関し、商標権侵害の罪に該当する行為を行った場合、行為者が処罰されることはなく、その法人に対して罰金刑が科せられる。

- [55] 特許無効審判又は延長登録無効審判に関し、次のうち、正しいものは、どれか。
- 1 ある特許権について複数の存続期間の延長登録がされている場合において、 そのうちの1つの延長登録が特許権者でない者の出願に対してされたことを理 由に延長登録を無効にすべき旨の審決が確定したときには、存続期間の延長は、 当該無効にされた延長登録に係る部分についてのみ、初めからされなかったも のとみなされる。
- 2 特許無効審判において、当事者及び参加人を審尋することができるが、その 審尋は、審判長が、当事者又は参加人に対し口頭で行わなければならない。
- 3 延長登録無効審判において、審判請求書に記載された請求の理由についての 補正は、その要旨を変更するものであってはならず、新たな延長登録の無効理 由を追加することは認められない。
- 4 特許無効審判の請求人は、特許を無効にすべき旨の審決に対して特許権者が 東京高等裁判所に訴えを提起した後は、いかなる場合でも、当該審判の請求を 取り下げることができない。
- 5 特許無効審判において、請求人が、審判請求時に申し立てた理由をその後取り下げたときは、当該理由について審理することができない。

- [56] パリ条約のストックホルム改正条約に関し、次のうち、正しいものは、どれか。
- 1 同盟国の国民は、工業所有権の保護に関し、自国が他の同盟国の国民に与えている利益と同一の利益を、他の全ての同盟国において享受することができる。
- 2 同盟に属しない国の国民は、保護が請求される同盟国に住所又は現実かつ真正の工業上若しくは商業上の営業所を有する場合に限り、いわゆる内国民待遇の原則による利益を享受することができる。
- 3 同盟国は、他の同盟国の国民に対し、司法上及び行政上の手続並びに工業所 有権に関する法令上必要とされる住所の選定又は代理人の選任に限り、内国民 に課されていない条件を課すことが許される。
- 4 いわゆる内国民待遇の原則による保護は、特許、実用新案、意匠、商標、サービス・マーク及び商号に限られ、原産地表示又は原産地名称及び不正競争の防止に関するものについては、同盟国は、相手国が自国民に対してそれらの保護を与えている場合においてのみ、相手国の国民に対して自国民と同一の保護を与える。
- 5 自然人である同盟国の国民が他の同盟国で工業所有権の保護を享有するため に、当該他の同盟国に住所を有することが条件とされることはない。

- [57] 特許出願についての要件に関し、次のうち、誤っているものは、どれか。 なお、問題文において発明の新規性の喪失の例外に関する規定の適用を主張す る出願人は、必要があるときは、特許法30条第4項又は第184条の14に規定する 手続をすべて履行しているものとする。
- 1 特許請求の範囲に請求項を1つのみ記載した出願も、特許法第37条の発明の 単一性の要件を満たさない場合がある。
- 2 特許出願Aにおける請求項1に係る発明と請求項2に係る発明は、ともに産業上の利用分野及び解決しようとする課題が同一の発明であるが、上記各発明の先行技術に対する貢献を明示する技術的特徴が、互いに同一のものでも、対応するものでもない。

この場合、出願人は特許法第37条の発明の単一性の要件を満たさない。

3 **甲**は、街路灯の発明**イ**を自ら完成し、発明**イ**の技術的効果を確認するために 公道上において30日間公然と発明**イ**を実施し、その実施開始から6月以内に発 明**イ**について特許出願**A**をした。

この場合、**甲**は、発明**イ**について新規性の喪失の例外に関する特許法第30条 第1項の適用を受けられる場合がある。

4 **甲**は、自らした発明**イ**について、**甲**に対して秘密保持義務を負う**乙**に開示したところ、**乙**は、**甲**の意に反して、特許庁長官が指定する学術団体が主催する研究集会において**甲**のした発明**イ**について文書をもって発表した。その後、**甲**は、当該発表の日から6月以内に発明**イ**について特許出願**A**をした。

この場合、**甲**は、発明**イ**について発明の新規性の喪失の例外に関する特許法第30条第2項の適用を受けられる場合がある。

5 甲は、自らした発明イについて、甲に対して秘密保持義務を負う乙に開示したところ、乙は、甲の意に反して、甲のした発明イについて刊行物に発表し、翌日、発明イについて新規性の喪失の例外に関する特許法第30条第1項の適用を主張して特許出願Bを行なった。その後、乙による発表の事実を知った甲は、当該発表の日から6月以内に発明イについて特許出願Aを行い、かつ、特許法第30条第2項の定める新規性の喪失の例外の適用を受けるべく、上記の一切の事実関係を明らかにした。その後、出願Bについて出願公開がされた。

この場合、出願Aの審査において、発明イについて新規性の喪失の例外の規定の適用が認められたとしても、出願Aは特許法第29条の2により、出願Bをいわゆる拡大された範囲の先願として拒絶される場合がある。

- [58] **A**は、「**甲**塾」という学習塾を経営しており、「**甲**塾」は、札幌市とその近郊の小・中学生及びその保護者の間で広く知られている。不正競争防止法に規定する不正競争に関し、次のうち、最も不適切なものは、どれか。
- 1 **B**は、札幌市内で、「**甲**塾」という表示を使用して空手教室を経営している。 学習塾と空手教室には競争関係がないため、双方の生徒が重複している場合で あっても、**B**の行為は不正競争とはならない。
- 2 「**甲**塾」の表示が全国的には**C**の表示として著名である場合でも、**C**の表示 が著名となる前に、**A**が、**C**の表示の存在を知らずに、「**甲**塾」という表示の 使用を開始していたとき、その使用は不正競争とはならない。
- 3 **D**は、「**甲**塾」という表示を使用して、札幌市内で中学生向けの学習塾を経営している。「**甲**」が、**D**の姓を示す場合で、その使用について、**D**に不正の目的がないときには、**A**の表示が広く知られた後に、その表示の使用を開始したとしても、不正競争とはならない。
- 4 **E**は、「**甲**塾」とは類似しない表示を使用して、札幌市内で学習塾を経営している。**E**が、自己の生徒を増やすために、「**Ko**-juku」というドメイン名を使用する権利を取得し、ホームページ上で自己の学習塾の宣伝を行うために、そのドメイン名を使用する行為は、不正競争となる。
- 5 **F**が、公表された**A**の経歴に詐称があることを、札幌市の小・中学生の保護者に対して流布したとしても、それが事実である場合には、**F**の行為は不正競争とはならない。

[59] 商標法第4条第1項に規定する商標の不登録理由に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

ただし、マドリッド協定の議定書に基づく特例は考慮しないものとする。

- 1 商標登録出願に係る商標が、その商標登録出願の時において商標法条約の締約国の国の紋章であって経済産業大臣が指定するものと類似するものであれば、 査定時に当該紋章が経済産業大臣の指定するものでなくなった場合でも、商標 登録を受けることはできない。
- 2 商標登録出願に係る商標が、世界貿易機関の加盟国の地方公共団体の監督用 の印章であって経済産業大臣が指定するものと同一の標章を有する場合は、い かなるときであっても、商標登録を受けることはできない。
- 3 商標登録出願に係る商標が、他人の未登録商標と類似しその使用商品に使用をするものである場合、当該未登録商標が、出願時にはその他人の業務に係る商品を表示するものとして需要者の間に広く認識されていなかったが、査定時にはその他人の業務に係る商品を表示するものとして需要者の間に広く認識されているときは、商標登録を受けることができない。
- 4 商標登録出願に係る商標が、商標法第50条第1項の審判(不使用取消しの審判)による商標登録を取り消すべき旨の審決の確定により商標登録が取り消された他人の商標と類似する商標であって、その他人の商標権に係る指定商品について使用をするものである場合、その審判の請求の登録の日から1年を経過していないときであっても、商標登録を受けることができる。
- 5 商標登録出願に係る商標が、他人の業務に係る役務を表示するものとして一 の外国の国内のみで需要者の間に広く認識されている商標と類似の商標である 場合は、不正の目的をもって使用をするものであっても、商標登録を受けるこ とができる。

- [60] 著作物に関し、次のうち、最も不適切なものは、どれか。
- 1 交際相手にあてた私信という程度の手紙も著作物となる。
- 2 パントマイムも著作物となる。
- 3 家具に用いられる天然木目の化粧紙も著作物となる。
- 4 妻が夫を撮影したスナップ写真も著作物となる。
- 5 政府の審議会の報告書も著作物となる。